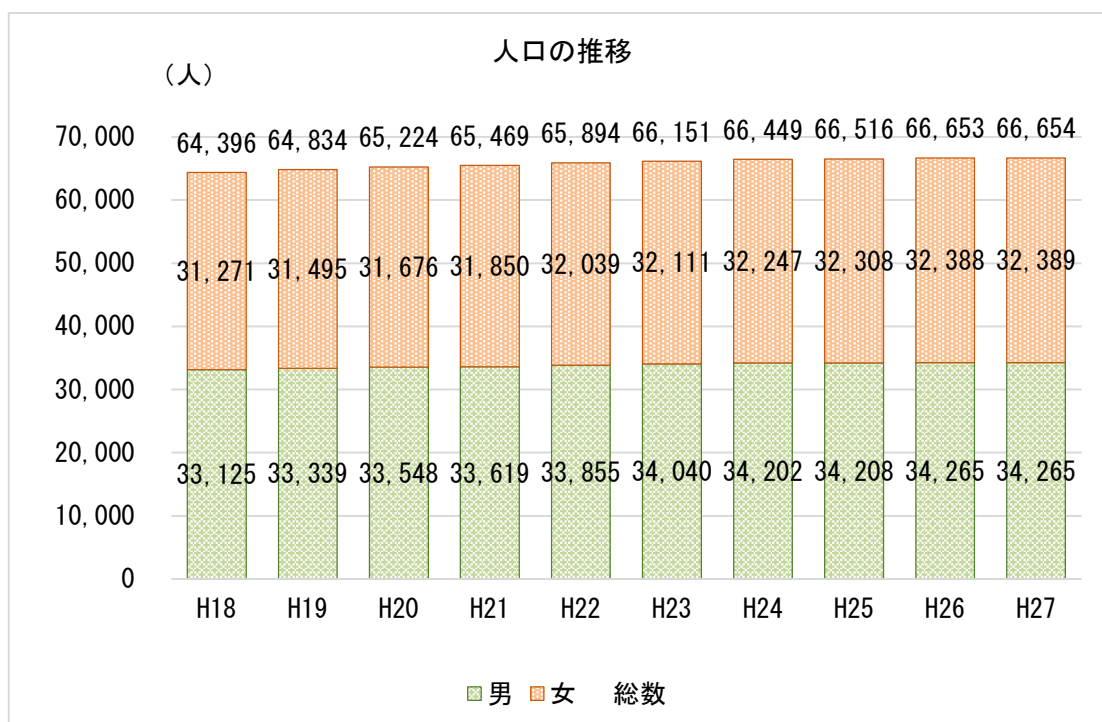


■□ 第2章 鹿嶋市の男女共同参画を取り巻く現状等

1 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、緩やかに増加しており、平成27年4月1日現在で66,654人となっています。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、このまま何も対策を講じないでいると、2060年の鹿嶋市の総人口は44,784人に減少するとの分析があり、22,000人近く減少するという厳しい予測がされています

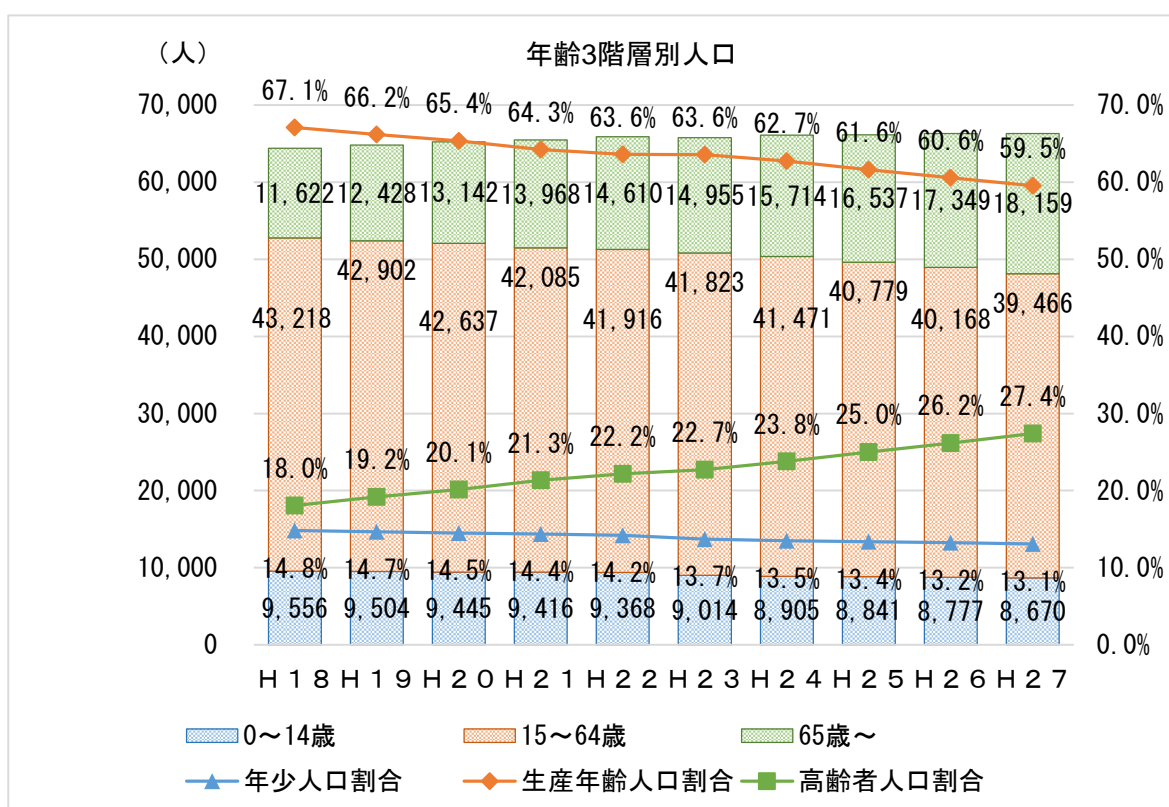


【茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）】

(2) 人口構成

本市の年齢3階層別人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳未満）の割合が減少傾向にあり、一方で高齢者人口（65歳以上）の割合が増加傾向で、平成27年4月1日現在の人口割合は、年少人口が13.1%、生産年齢人口が59.5%、高齢者人口27.4%となっています。本市の3.6人に1人が高齢者となっており、平成21年以降、超高齢社会へ移行し、少子高齢化の進行が継続しています。

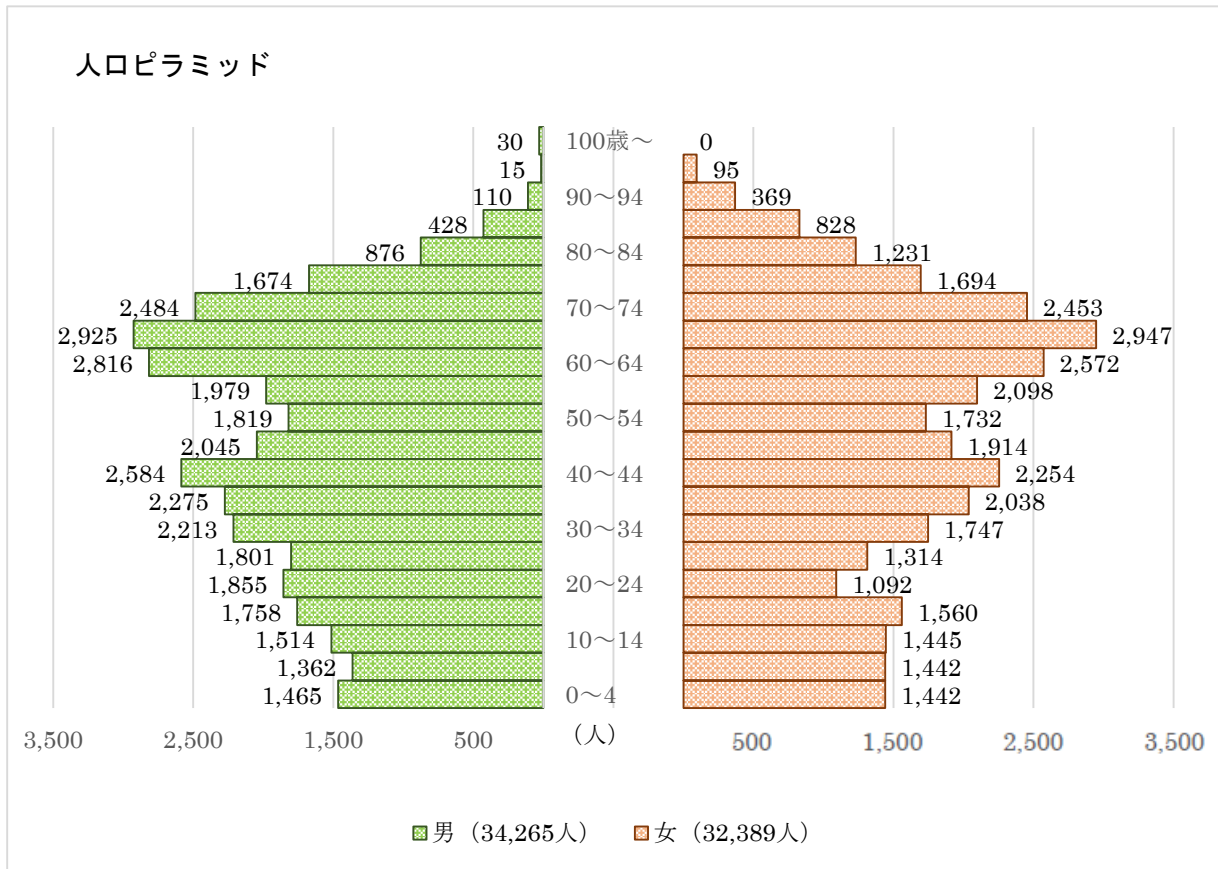
鹿島開発によって転入してきた団塊の世代前後の方が高齢期を迎えたことや近年の定年退職後の移住者などにより、今後、更に高齢化が進んでいくことが予想されます。



※年齢不詳者については除く。

【茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）】

本市の平成 27 年 4 月 1 日現在における人口ピラミッドを見ると、年少人口が少なく、将来の人口減少が予測される「壺型」となっています。

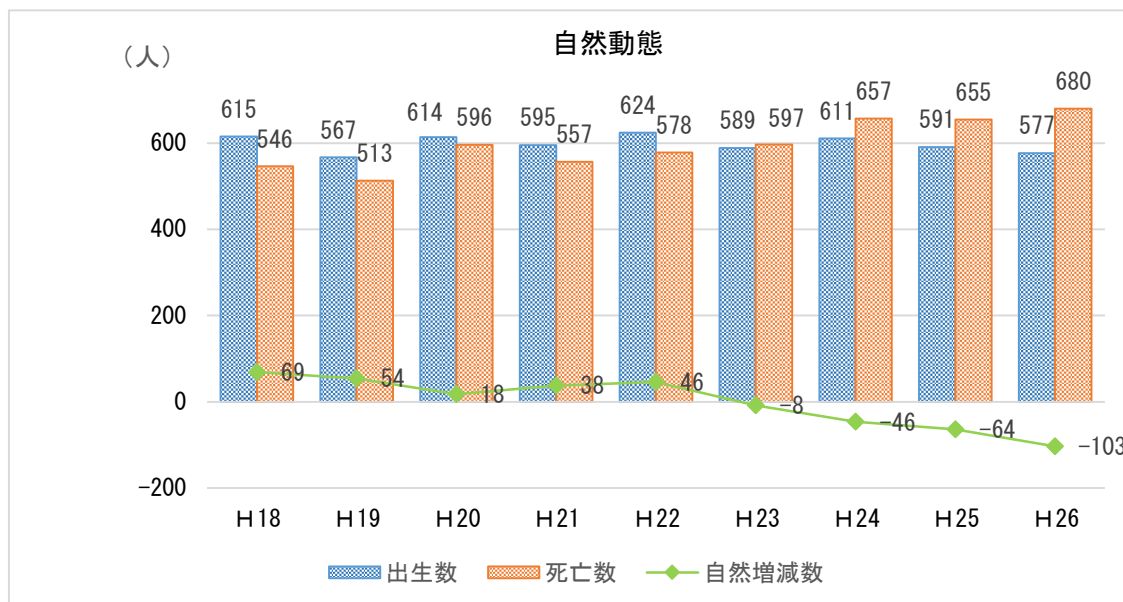


【茨城県常住人口調査 (平成 27 年 4 月 1 日現在)】

※年齢不詳者については除く。

(3) 自然動態

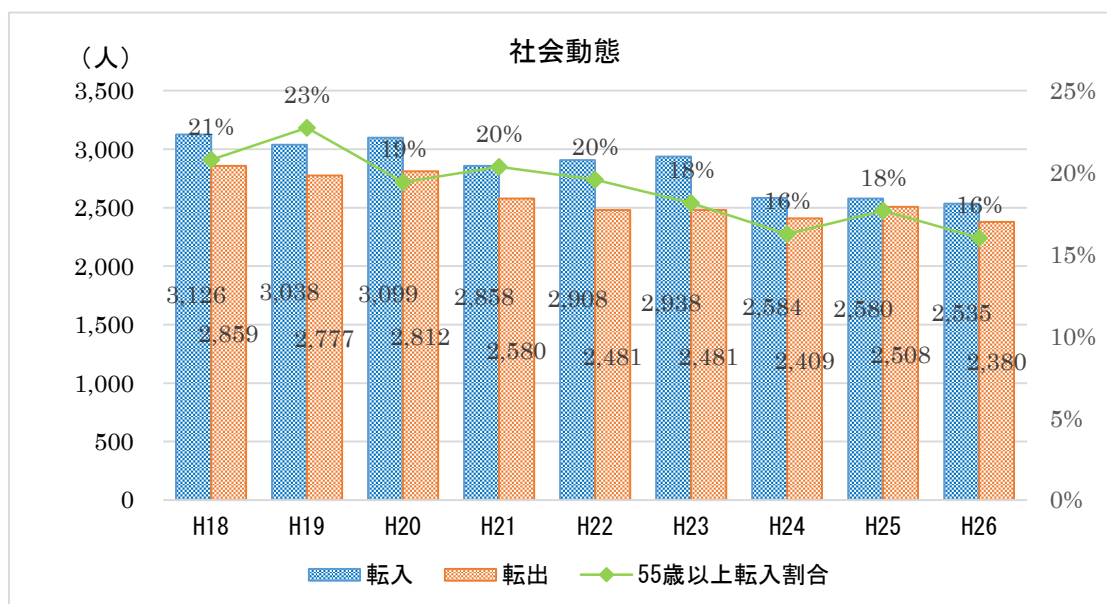
本市では、平成23年以降、死亡数が出生数を上回っています。出生数は緩やかに減少傾向にある一方で、死亡数は年々増加傾向にあり、平成26年における自然増減は、マイナス103人になっています。



【茨城県常住人口調査】

(4) 社会動態

本市では、年々、人口の流動が緩やかに減少しています。第1次計画時点で平成7年から平成16年でおおよそ2倍（転入者の約20%）に増えていた55歳以上の転入者についても、平成23年以降20%を下回って緩やかに減少しています。定年退職後や老後の生活の場として転入するケースによる増加も、東日本大震災以降緩やかに減少しています。

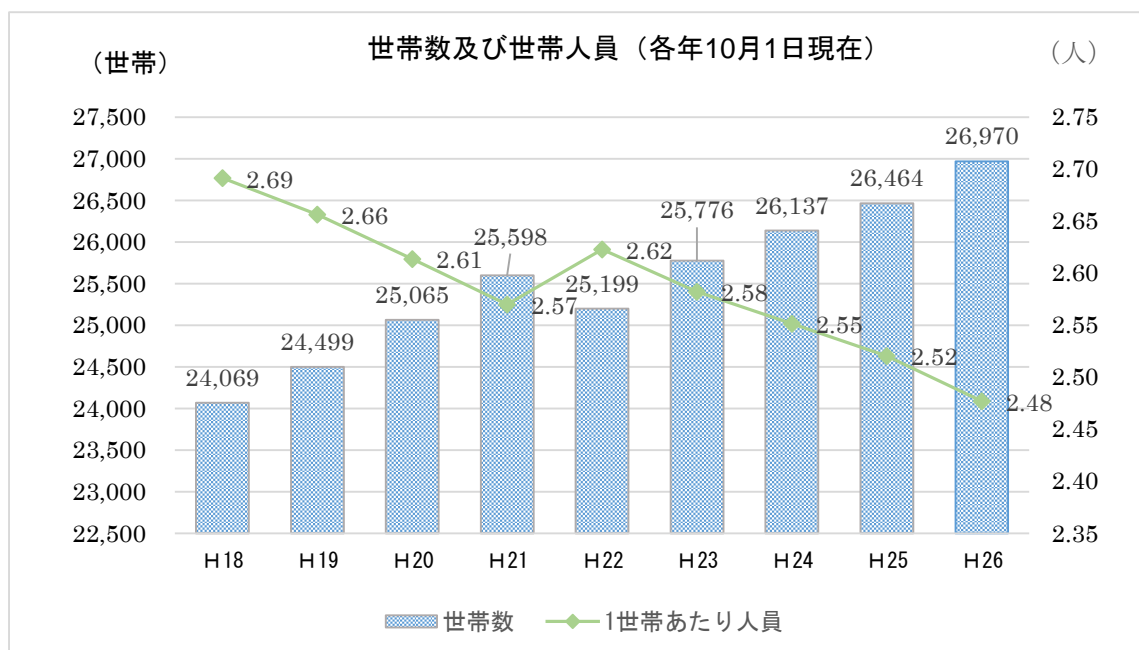


【茨城県常住人口調査】

2 世帯の状況

(1) 世帯数及び世帯人員

本市の世帯数は、年々増加傾向にあり、平成26年には、26,970世帯になっています。一方で、人口を世帯数で除した1世帯あたりの人員については緩やかに減少傾向にあり、平成26年には、2.48人まで減少しています。本市においても、確実に核家族化が進行しており、高齢者の単身世帯やひとり親世帯も増加傾向にあります。



【茨城県常住人口調査】

| 区分 | 平成12年(世帯) | | 平成17年(世帯) | | 平成22年(世帯) | |
|------------------------|-----------|---|-----------|---|-----------|---|
| 親族のみの世帯数 | 16,048 | 1 | 17,299 | 1 | 17,850 | 1 |
| 核家族世帯数 | 12,437 | 1 | 13,711 | 1 | 14,462 | 1 |
| 非親族を含む世帯 | 114 | 0 | 121 | 0 | 398 | 0 |
| 単身世帯 | 5,332 | 0 | 6,100 | 0 | 6,920 | 0 |
| 計(一般世帯数) | 21,494 | 1 | 23,520 | 1 | 25,168 | 1 |
| 親族のみの世帯に占めるひとり親世帯数(再掲) | 382 | 0 | 443 | 0 | 482 | 0 |
| 単身世帯に占める高齢単身世帯(再掲) | 810 | 0 | 1,200 | 0 | 1,860 | 0 |

【国勢調査】

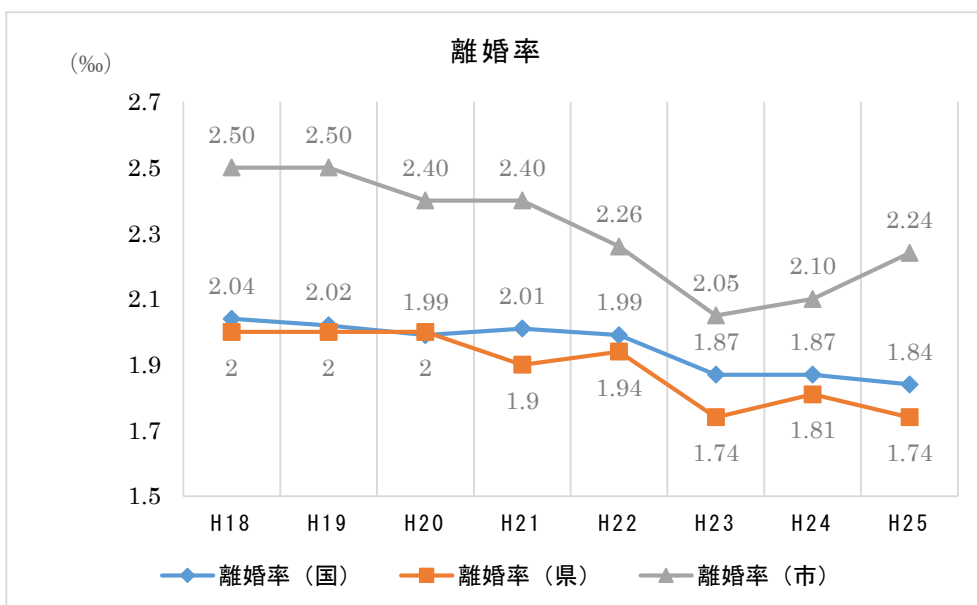
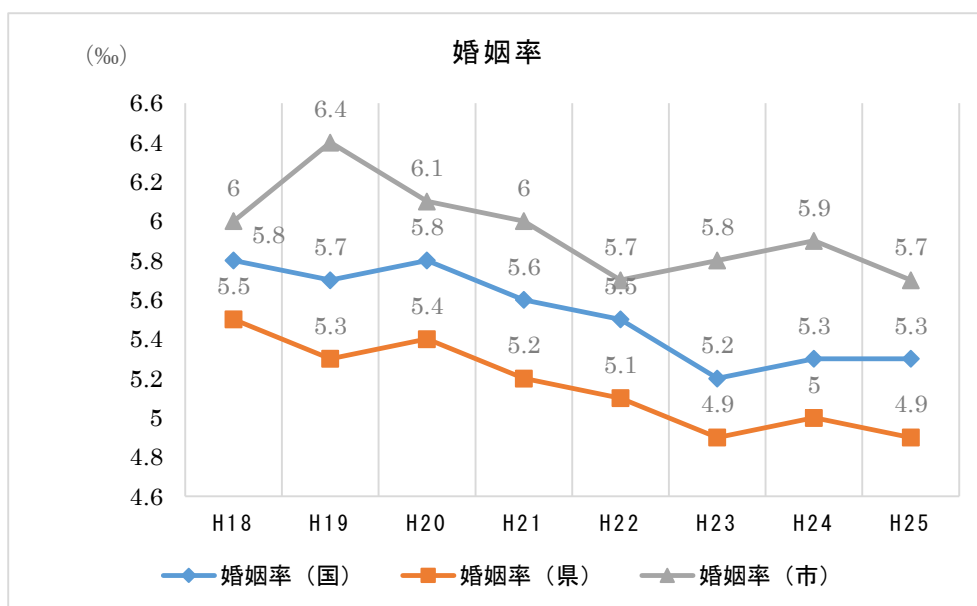
3 婚姻，出生等の状況

(1) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻率については，国，県を上回っているものの，年々緩やかに減少し，平成25年には5.7‰※まで落ち込んでいます。

離婚率については，第1次計画時は，年々増加傾向にありましたが，平成14年の2.67‰をピークに緩やかに減少に転じましたが，平成24年以降再び増加に転じています。

※‰…1000分の1を1とする単位。ここでは，人口1,000人あたりの件数のこと。

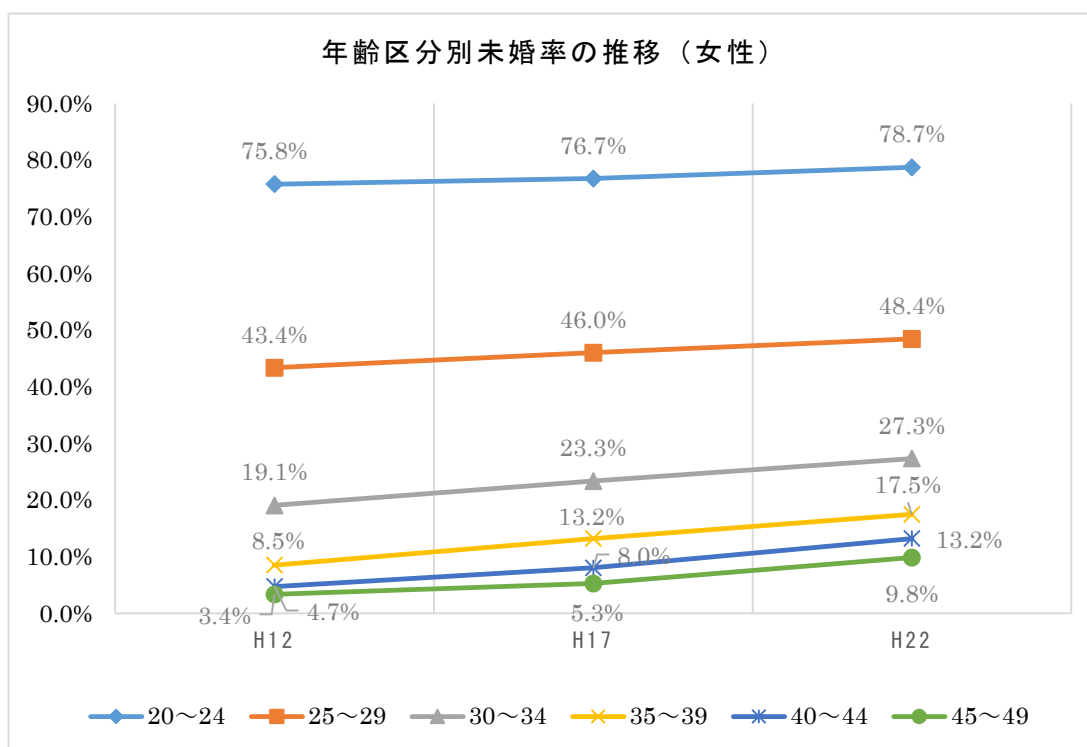
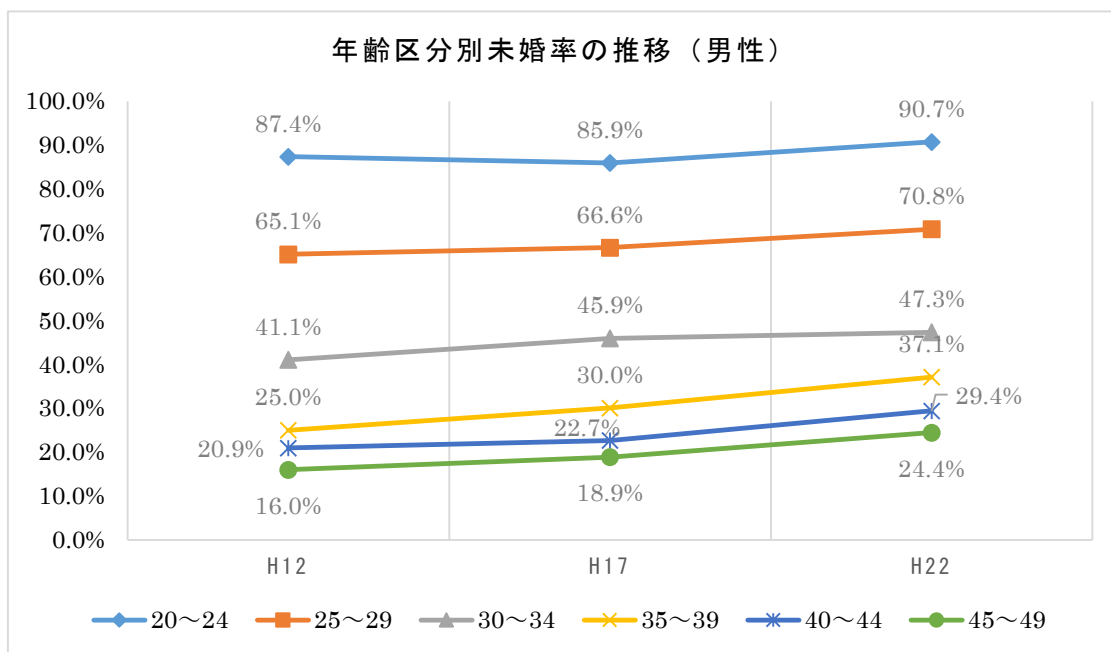


【人口動態統計(各年10月1日現在)】

(2) 未婚率

本市の未婚率については、男女ともに上昇傾向にあります。特に男性の未婚率は、どの年齢区分においても女性よりも高い水準にあり、特に「35～39歳」については、平成12年から平成22年で12.1%増加しています。

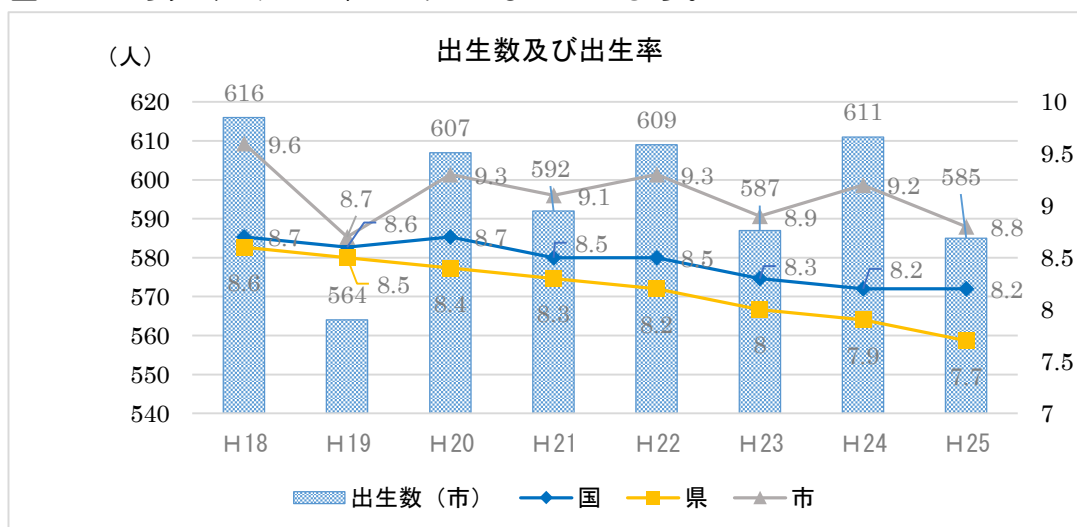
女性についても、30代から40代前半にかけて、平成12年から平成22年で8.2%～9.0%増加しています。



【国勢調査】

(3) 出生率と合計特殊出生率

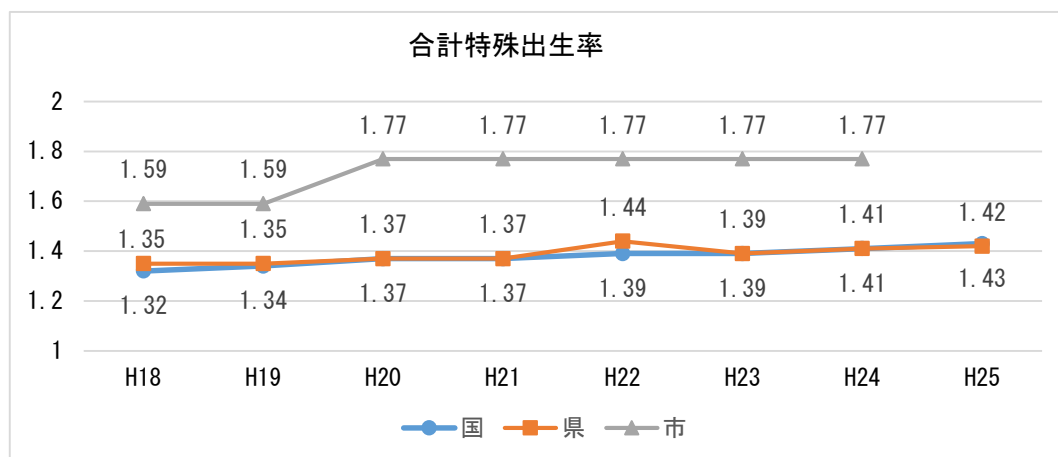
出生数については、概ね 600 人前後で推移しています。出生率については、平成 18 年からみると若干減少傾向に見られますが、県、国の数値を上回っており、平成 25 年は 8.8 となっています。



※出生率：人口 1,000 人あたりの出生数。

【人口動態統計】

また、本市の合計特殊出生率（ベイズ推定値）は、前期 5 年から上昇して平成 20 年～24 年の期間では、1.77 で、国・県の数値を上回っています。しかしながら、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準）である 2.07 を下回っている状況です。



【人口動態統計】

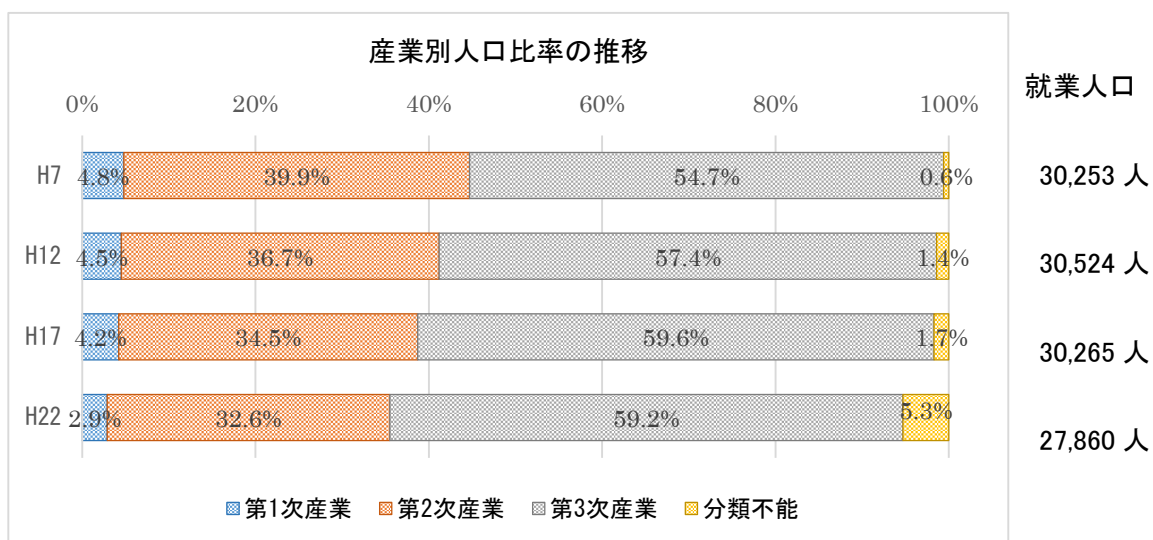
※ 合計特殊出生率：その年次の 15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子供を生むとしたときの子供の数に相当する。

※ ベイズ推定値：市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことからベイズ統計による推定の適用を行って算出した数値。

4 就業の状況

(1) 産業別就業人口

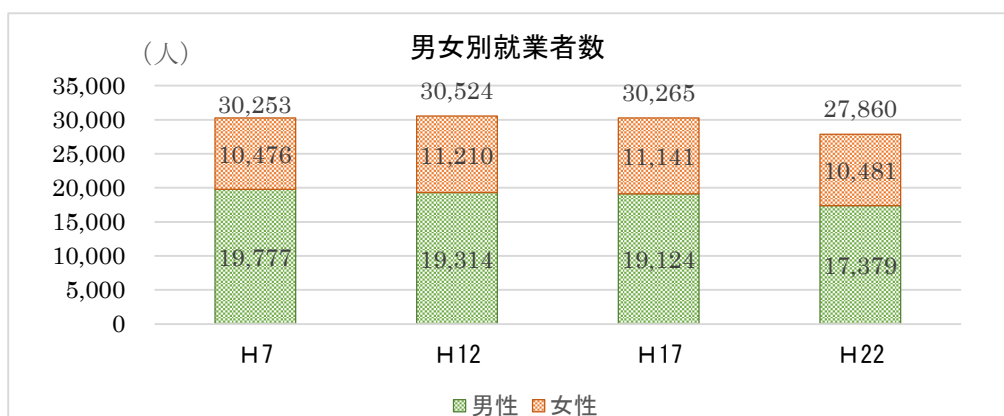
本市の就業人口は、平成 12 年をピークに減少傾向にあります。産業別で見ると、第 3 次産業の割合が増加傾向にあり、第 1 次産業、第 2 次産業の割合は減少しています。



【国勢調査】

(2) 男女別就業者数

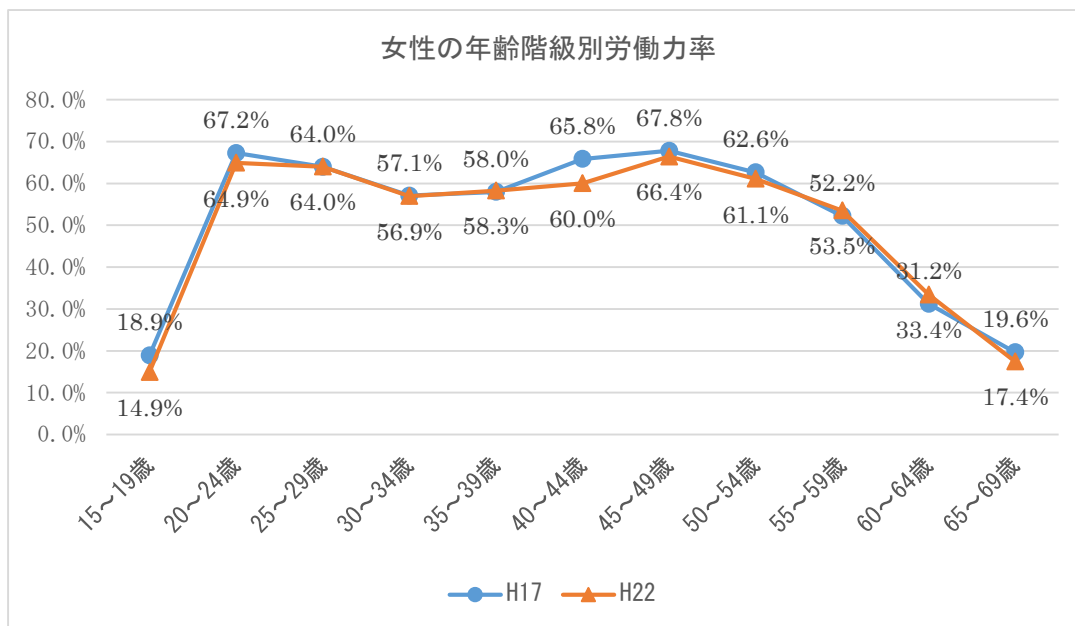
本市の男性の就業者数は、年々減少傾向にあり、一方で、女性については、緩やかに増加し、ほぼ横ばいでしたが、平成 17 年から平成 22 年で僅かではありますが減少に転じています。



| 生産年齢人口(人) | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 |
|-----------|--------|---------|---------|---------|
| 男 | 22,840 | 23,063 | 23,044 | 22,297 |
| 女 | 19,875 | 20,523 | 20,511 | 19,610 |
| 総数 | 42,715 | 43,586 | 43,555 | 41,907 |

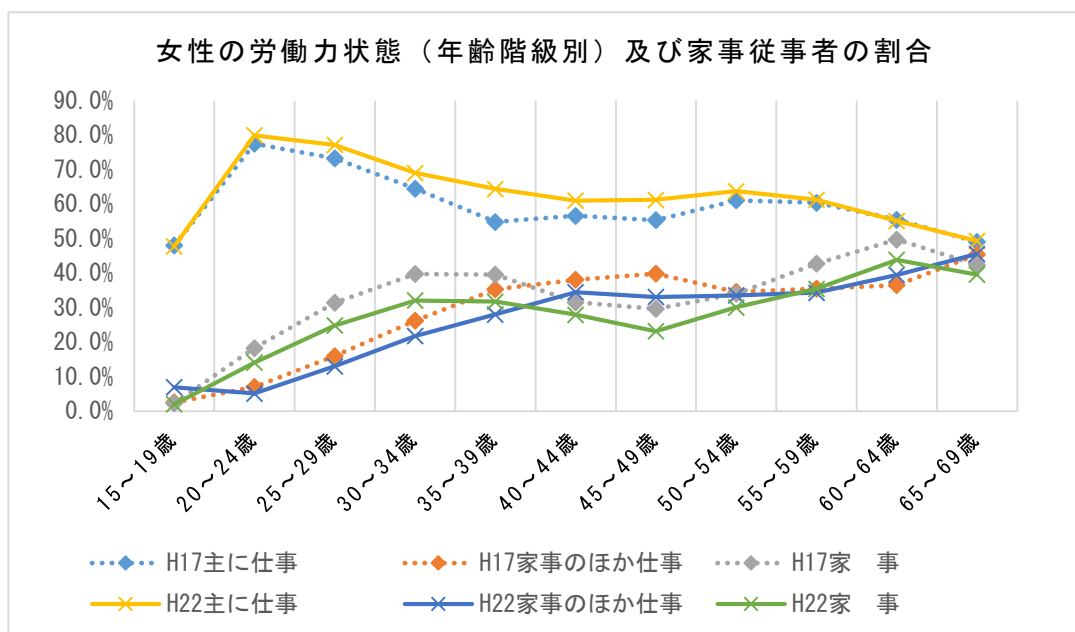
(3) 女性の年齢階級別労働力率・労働力状態 (15歳～69歳)

女性の年齢階級別労働力率は、平成22年においても、30代前半を底に「M字カーブ」を描いておりますが、そのカーブは緩やかなものとなっております。また、労働力人口のうち主に仕事をしている方の割合は、平成17年に比べ上昇していますが、家事のほか仕事をしている方の割合は減少しています。また、各年代の人口のうち、家事（就労していない者）の割合についても減少しています。



※労働力率＝労働力人口（就業者＋完全失業者）／15歳以上人口

【国勢調査】



注1) 「主に仕事」「家事のほか仕事」については、労働力人口における割合。

注2) 「家事」については、年齢別人口における割合。

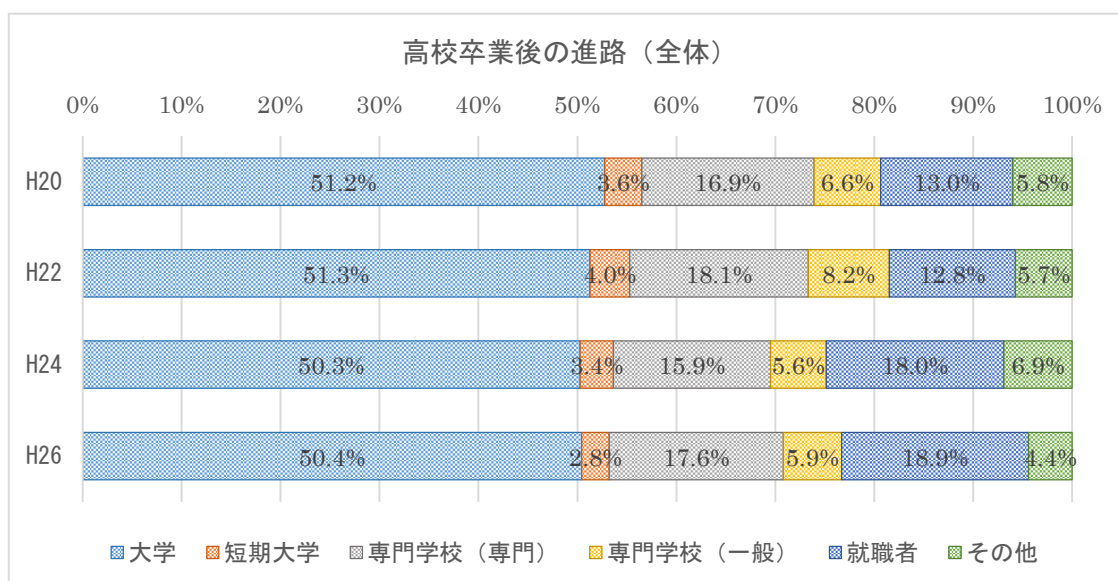
【国勢調査】

5 高校卒業後の進学及び就業の状況

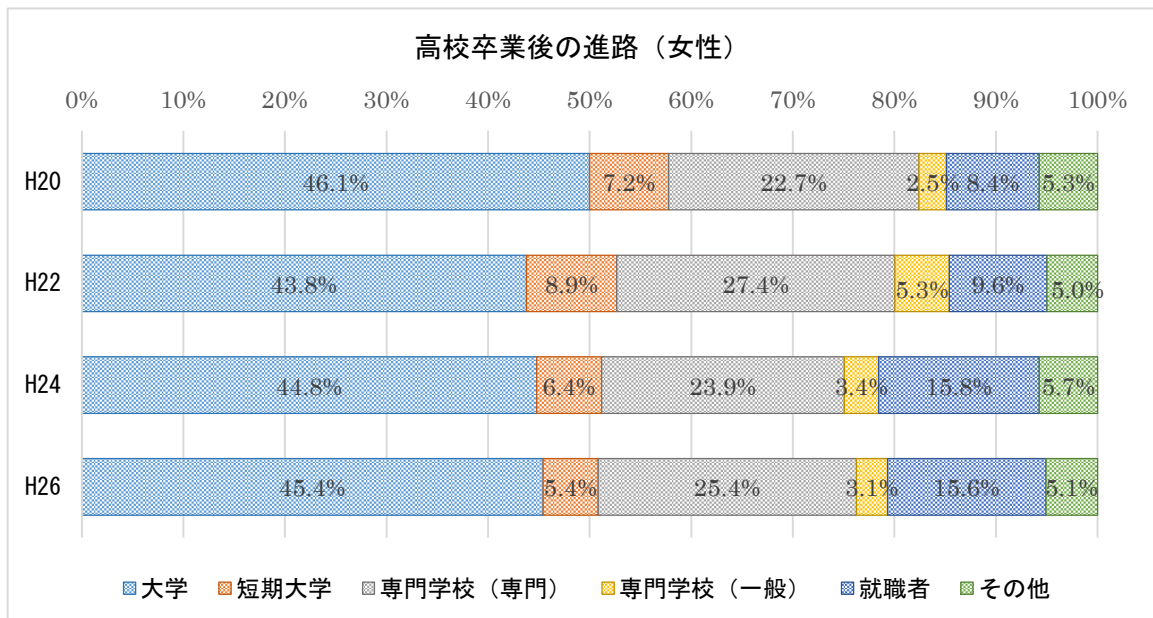
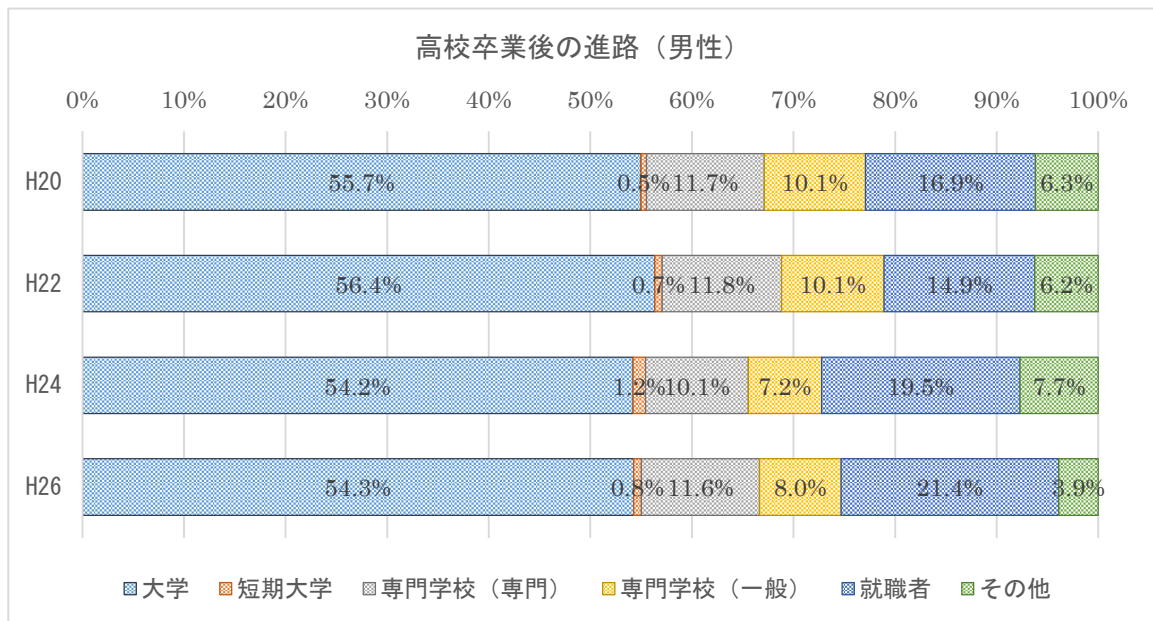
(1) 高校卒業後の進路の状況

高校卒業後の大学への進学率は、ここ数年ほぼ50%で横ばいとなっており、専門学校まで含めると、多少の増減はあるものの80%弱で推移しています。また、就職率については、平成24年以降18%を超えています。

男女別にみると、男女ともに、平成20年と比較すると、就職率の伸びがみられ、平成26年で、男性は21.4%、女性は15.6%でした。



【茨城の学校統計】



※短期大学には、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学を含む。

※その他は、公共職業能力開発施設等入所者，一時的な仕事についての者，死亡・不詳など

【茨城の学校統計】

6 男女共同参画を取り巻く現状等における考察

(1) 少子化・人口減少社会の進行

本市の人口は、平成23年以降自然減となっているものの、社会増が自然減を上回っているため、全体としては緩やかに増加していますが、社会増減は変動幅が大きく今後マイナスに転じていく可能性があります。

本市における合計特殊出生率は1.77で、人口置換水準（現在の人口を維持し、親の世代と同数で置き換わるために必要な合計特殊出生率のレベルのこと。）である2.07を下回っている状況であり、出生数は緩やかに減少している一方で、死亡数は年々増加傾向にあります。また、未婚率は男女ともに上昇傾向にあり、平成22年には、30代前半の男性の47.3%、女性の27.3%が未婚となっています。平均初婚年齢についても徐々に上昇し、平成24年には、男性29.4歳、女性27.8歳（平成24年人口動態統計）で晩婚化が進行しており、未婚化、晩婚化は少子化を進める要因の一つとなっています。

社会動態における年齢階級別人口移動状況（平成17年→平成22年国勢調査）をみると、「15～19歳→20～24歳」で大学進学等による転出超過、「20～24歳→25～29歳」で鹿島臨海工業地帯等の企業への就職による転入超過の傾向が見られます。また、男女の傾向の違いとしては、男性は10代の転出超過数より20代の転入超過数が多いのに対し、女性は10代の転出超過数が大きく、女性は、大学進学等で一旦転出してしまうと市へ戻ってこない割合が高いことがうかがえます。若年女性（20歳～39歳）人口の推移（国勢調査）をみると、平成7年から平成17年はほぼ横ばいで推移しましたが、平成22年には大きく減少に転じており、今後も減少していくことが見込まれることから、このことは、自然減の観点からも大きな問題となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このまま何も対策を講じないでいると、2060年の鹿嶋市の総人口は44,784人まで減少するとの厳しい予測がされており、この予測に対し、平成28年に「鹿嶋市人口ビジョン」及び「鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を展開することにより、合計特殊出生率を向上させるとともに、社会増を増やしていくことで、2060年の総人口を50,000人程度に維持することを目標としました。

（２）就業をめぐる状況と女性の社会進出

本市においても生産年齢人口は減少傾向にあり、それらの影響を受け就業者数も減少しています。生産年齢人口の減少が続くと、働く場においては、人材が不足し、労働生産性の低下などにより地域経済の停滞が懸念されます。そのような中で、国においても成長戦略の一環として、女性の労働力が注目され、女性の活躍推進が位置付けられているところです。

平成27年「鹿嶋市男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」において、女性の就業に関する意識をみると「結婚や子どもの有無にかかわらず職業を持つ方がよい」が53.1%で、「子どもができれば職業を持たず、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が31.8%となっており、平成15年市民意識調査における、「ずっと継続するのがよい」30.7%、「一度退職、子育て後再就職がよい」43.0%から大きく変わってきていることがうかがえます。

一方で本市の女性の年齢階級別労働力率をみると、依然として結婚、出産、子育てを機に就労を中断する傾向が見られ、30代前半を底に緩やかM字カーブを描いています。正規雇用、非正規雇用といった働き方の二極化も進み、平成24年就業構造基本調査における茨城県の結果を見ると、非正規雇用者の割合は、女性でほぼすべての年齢階層で50%を超えており、近年では、男性の若年層にも拡大してきている状況です。また、同調査において女性の年齢別雇用形態内訳をみると、大学等卒業後の20代で一度正規雇用に就くものの、30代前半から正規雇用者が減少し、一方で非正規雇用者は増加し、30代後半以降で正規雇用者と非正規雇用者がクロスしており、結婚・出産・育児などで離職後再就職する際に非正規雇用を選択していることがうかがえます。

女性の社会参加への意欲の高まりや近年の賃金減少などを理由に共働きを選択する世帯は増加傾向にあります。そうした中で、女性の大半が非正規雇用の働き方を選択する背景には、家事や育児の多くを女性が担っていること、家計の補助的な役割として働く方が多いこと、いわゆる「103万円の壁」「130万の壁」※により働き方を調整しながら働く方が多いことなどがあります。国においても、それらの女性の働き方において中立とはなっていない制度について見直しを行い、平成28年10月に、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用を拡大するとともに、税制度における配偶者控除の廃止が検討されるなど、今後女性の働き方も大きく変わっていくことが予想されます。

※「103万円の壁」「130万円の壁」・・・年収が103万円を超えると、所得税が課税され、配偶者が納める所得税の算定にあたり、配偶者（特別）控除（納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合に、一定の金額の所得控除が受けられる制度）が段階的になくなる。さらに、年収が130万円を超えると社会保険の被扶養者の対象外となり、年金や健康保険の保険料負担が生じる。このため、手取りが減らないよう、女性が働く時間を抑える「壁」になっていると指摘されている。

また、非正規雇用は、生活面では低賃金で雇用が安定しないため生活に困窮することが多いこと、職場にあっては技能の向上や昇給・昇進の機会がないなどの問題が指摘されており、こうした不安定要素は、若年世代が結婚や子育てなどの将来を考えていくときに少なからず影響を与えています。就労は、生活を支える基盤となるものです。そのため、安定した雇用の確保と賃金格差の是正などをはかり、正社員を多様化し短時間正社員や地域限定正社員など、多様な働き方を可能としていくことが必要です。

（３）男女共同参画に関する意識

市民意識調査における男女の地位の平等感は、「社会全体」では72.0%、「家庭」においては65.8%、「職場」においては65.7%が、「女性よりも男性が優遇されている」と考えています。平成15年市民意識調査においては、「家庭」において61.7%、「職場」においては62.3%が差別を感じるがあると回答しており、1次計画から10年が経過してもなお、男女の不平等感は変化していない状況です。

市民意識調査で、「男性は仕事、女性は家庭（固定的な性別役割分担意識）」という考え方をみると、57.0%の方が「そう思わない」と考えていますが、男女の地位が平等になるために最も重要なことについては「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も高く30.4%、女性リーダーを増やすときに障害となるものについては、「男性がリーダーとなるのが社会通念、慣行となっている」が55.0%、「育児・介護・家事等における夫や家族の支援が十分ではない」が54.0%などというように、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見に起因する慣行や慣習などに対する問題意識が高いことがうかがえます。

（４）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

市民意識調査における仕事と家庭生活等の優先度についての意識を見ると、理想は「家庭生活等と仕事の両立」が 31.6%、「仕事に携わりつつ家庭生活等を優先」が 31.8%となっており、男女別では、男性の理想は「家庭生活等と仕事の両立」が 30.5%で最も高く、現実には「家庭生活等にも携わりつつ、仕事を優先」が 29.5%、次いで「仕事に専念」が 25.3%となっており、女性の理想は「仕事にも携わりつつ、家庭生活等を優先」が 35.7%で最も高く、次いで「家庭生活等と仕事の両立」が 32.5%で、現実では「家庭生活等に専念している」が 34.1%でした。男女ともに理想より、男性は仕事、女性は家庭生活などいずれか一方を優先している状況です。

同調査において、男女がともに家庭生活や地域活動等に参加するために必要なことについては、「家事などの分担について、夫婦や家族間で話し合い協力すること」が 57.2%で最も高く、次いで「労働時間短縮や育児休業、介護休暇等各種休暇制度の普及」47.5%、「男女の役割意識についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」42.0%となっています。

性別を問わず人生のあらゆる段階に応じて、その人の希望する仕事と生活の調和を実現していくためには、働く場において、育児や介護などで働き方を調整せざるを得ない人への支援を充実させ普及させていくことも大切ですが、その一方で、すべての働く人において、長時間労働などの働き方が改善され、それぞれの望む仕事と生活の調和が図られている中で、互いに配慮し合い、そうした社会制度が利用しやすい職場環境となっていくことが必要です。また、家庭においても、家事などの分担について、家族間でコミュニケーションを図り、男女が協力しあい共に責任と役割を果たしていくことが重要です。

